

現 場 説 明 書

1 業 務 名 平成 30 年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務
2 監 督 員 港湾部 港湾建設課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

4. 繼続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 繼続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初 年 度 (年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 2 年 度 (年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 3 年 度 (年度)	%	支払限度額 ・ 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ア 委託代金内訳書 | 要提出(契約締結後 7 日以内)
提出不要 |
| イ 工 程 表 | 要提出(契約締結後 7 日以内)
提出不要 |
| ウ 着 手 届 | 着手後 5 日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下 請 負 者 届 | 下請負を発注の都度、提出すること。 |

力 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり (特記仕様書記載のとおり)	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について（別紙）

特記仕様書

1 業務名

平成30年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務

2 業務概要

測量業務 1式
汀線測量 1式

3 業務場所

横須賀市野比2丁目地先から5丁目地先

4 業務期間

自 平成 年 月 日
至 平成 31年 3月 15日

5 業務仕様

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務仕様書（社団法人 日本港湾協会発行）」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読み替えて使用する。

ただし、使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。
なお、特記仕様書を最優先するものとする。

6 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾建設課の実施する下検査を受けなければならぬ。

7 目的

本業務は、横須賀港海岸野比地区において進めている侵食対策事業の進捗に伴う砂の堆積状況等の調査のために、汀線測量を行うものである。

8 業務基準面について

本工事の工事基準面は、東京湾平均海面-1.020mとする。

9 一般事項

- (1) 本業務については、関係機関と十分な調整を行い、安全確保に万全な措置を講ずるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨、内容、目的等を把握し、現場において必要と思われる事項が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、現地において私(公的)物件に損傷を与えないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実績過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

10 業務内容

汀線測量

- (1) 野比地区港湾海岸における別添測量業務位置図の汀線測量(横断測量)を実施するとともに、今後の基礎資料として活用できるよう整理すること。
- (2) 汀線測量実施時期については、高波浪(台風等)来襲後(10月頃)及び冬季(1月頃)の計2回行うが、詳細の時期については監督員と協議・調整すること。
- (3) 横断測量において、測線延長は基準点から汀線に直角方向100mを基本とする。また、測線間隔は50m及び10mとし、測深間隔は10mとするが地形の変化点などは随時考慮すること。
- (4) 主要基準点及び補助基準点は「平成29年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務」と同様の箇所を使用すること。

11 成果品について

- (1) 下記の成果品を作成し、提出すること。
 - ・基準点網図・観測手簿・成果表・測定帳簿・測定記録・精度管理表・縦断図
 - ・横断図・汀線変化図・その他(監督員の指示によるもの)
- (2) 報告書は、2部作成すること(A4版、金文字黒表紙)なお、ページ数によっては分冊でも良い。
- (3) 図面データは、AutoCAD2013で使用できるものとしA3で作成すること。図面の文字についてはA3で判読可能な大きさとする。
- (4) 報告書をPDFに変換し、図面のCADデータと同一CDに記録し報告書に添付すること。

12 その他

- (1) 業務開始前に業務計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (2) 業務の進捗状況等について監督員と密に連絡を取り業務が円滑に履行できるよう配慮すること。
- (3) 本業務完了後に内容について誤りが認められた場合は、速やかに受託者は訂正を行うこと。
- (4) 本仕様書及び本仕様書に記載無き事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
- (5) 本業務は、下記の基準書等を使用し、積算している。

ア 港湾請負工事積算基準	平成30年度版
イ 船舶及び機械器具等の損料算定基準	平成30年度版
- (6) 本業務の貸与品は以下とする。

ア 平成19年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う波浪調査他業務	報告書
イ 平成23年度野比地区海岸侵食対策事業に伴うモニタリング調査業務	報告書
ウ 平成24年度野比地区海岸侵食対策事業に伴うモニタリング調査業務	報告書
エ 平成25年度野比地区海岸侵食対策事業に伴うモニタリング調査業務	報告書
オ 平成26年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務	報告書
カ 平成27年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う測量業務	報告書
キ 平成28年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務	報告書
ク 平成29年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務	報告書
ケ 平成29年度野比地区海岸侵食対策事業に伴うモニタリング調査業務	報告書

13 施工実態調査について

本業務で実施する下記業務について業務実態を把握したく、作業完了後、提示した入力の手引きに従い調査票に実績を入力したものを印刷し、報告書に添付すること。
 併せて電子媒体（CD 等）で提出すること。詳細調査がある場合は、業務計画書「PDF 形式」、写真「JPEG 形式」（状況の分かるもの数枚）も電子媒体（CD 等）で提出すること。
 なお電子媒体については提出前に監督員に相談すること。

番号	調査票業務名	モニタリング調査対象となる業務	詳細調査対象	本業務対象工種
1	計画・開発・調査等	計画、開発及び調査等	—	
2	設計業務	予備設計、基本設計、細部設計及び実施設計	—	
3	測量業務	深浅測量、水路測量、汀線測量、簡易験潮器及び量水標による験潮	マルチビーム測量	○
4	環境生物調査	環境生物調査	—	
5	磁気探査	磁気探査	—	
6	潜水探査	潜水探査	—	
7	水理模型実験	水理模型実験	—	
8	海象観測装置定期点検・保守	海象観測装置定期点検・保守	—	
9	その他	気象・海象調査	—	
10	土質調査	土質調査	—	

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確實に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

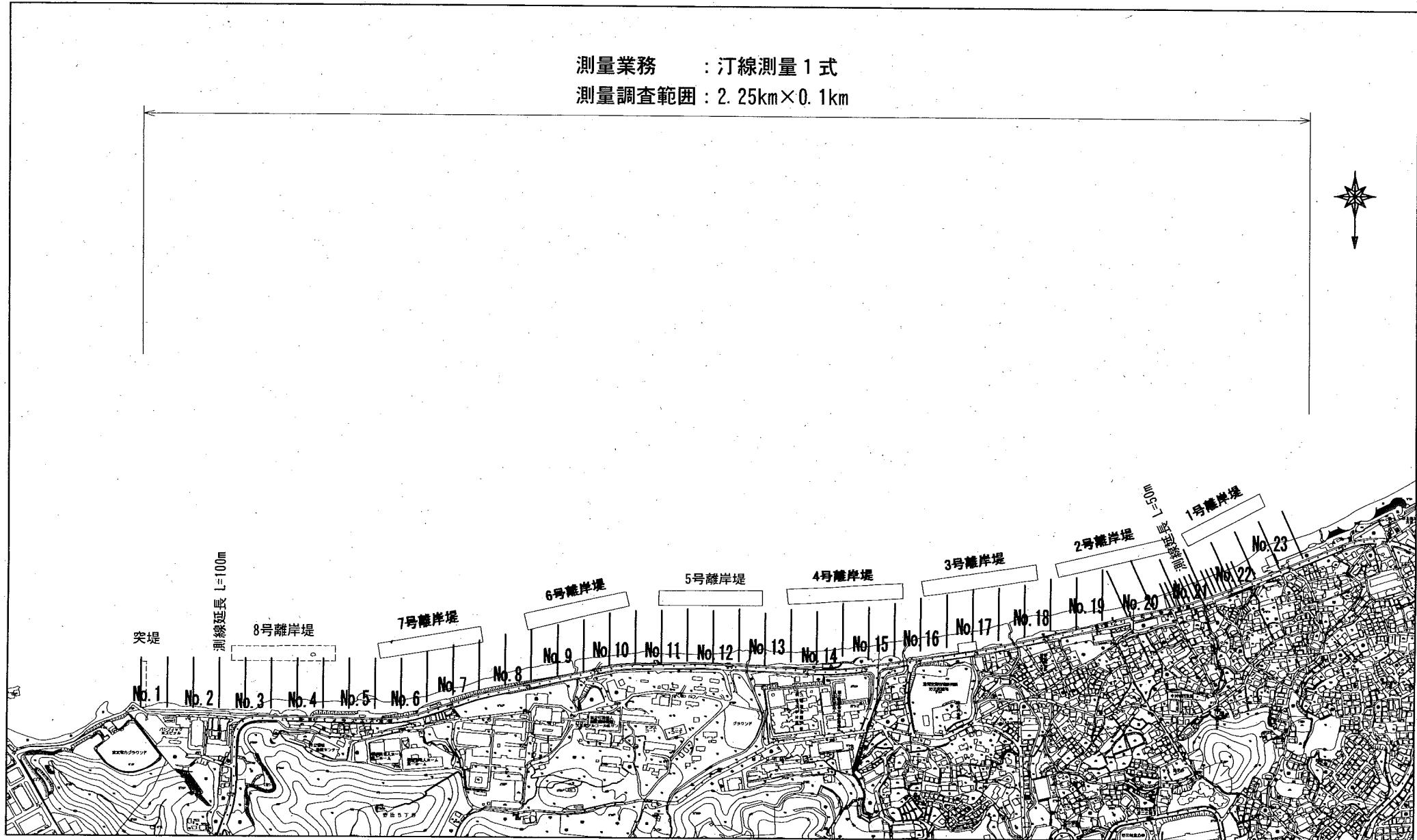
2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

測量業務位置図 S=1/10,000

測量業務 : 汀線測量 1式
測量調査範囲 : 2.25km×0.1km



測量数量内訳

No	測線番号	区間距離 (km)	延長 (km)	汀線(km)		特記事項
				通常	碎波	
1	1		0.10	0.02	0.08	
2	1+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
3	2	0.05	0.10	0.02	0.08	
4	2+50	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
5	3	0.05	0.10	0.02	0.08	
6	3+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
7	4	0.05	0.10	0.02	0.08	
8	4+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
9	5	0.05	0.10	0.02	0.08	
10	5+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
11	6	0.05	0.10	0.02	0.08	
12	6+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
13	7	0.05	0.10	0.02	0.08	
14	7+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
15	8	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
16	8+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
17	9	0.05	0.10	0.02	0.08	
18	9+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
19	10	0.05	0.10	0.02	0.08	
20	10+50	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
21	11	0.05	0.10	0.02	0.08	
22	11+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
23	12	0.05	0.10	0.02	0.08	
24	12+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
25	13	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
26	13+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
27	14	0.05	0.10	0.02	0.08	
28	14+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
29	15	0.05	0.10	0.02	0.08	
30	15+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
31	16	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
32	16+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
33	17	0.05	0.10	0.02	0.08	
34	17+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
35	18	0.05	0.10	0.02	0.08	
36	18+50	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
37	19	0.05	0.10	0.02	0.08	
38	19+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
39	20	0.05	0.10	0.02	0.08	
40	20+50	0.05	0.10	0.02	0.08	
41	20+80	0.03	0.05	0.02	0.03	
42	20+90	0.01	0.05	0.02	0.03	
43	21	0.01	0.10	0.02	0.08	
44	21+10	0.01	0.05	0.02	0.03	
45	21+20	0.01	0.05	0.02	0.03	
46	21+30	0.01	0.05	0.02	0.03	
47	21+40	0.01	0.05	0.02	0.03	
48	21+50	0.01	0.10	0.02	0.08	
49	21+60	0.01	0.05	0.02	0.03	
50	21+70	0.01	0.05	0.02	0.03	
51	21+80	0.01	0.05	0.02	0.03	
52	21+90	0.01	0.05	0.02	0.03	
53	22	0.01	0.10	0.02	0.08	
54	22+10	0.01	0.05	0.02	0.03	
55	22+20	0.01	0.05	0.02	0.03	
56	22+50	0.03	0.10	0.02	0.08	
57	23	0.05	0.10	0.02	0.08	
58	23+50	0.05	0.10	0.02	0.08	開口部
	合計	2.25	5.20	1.16	4.04	単位:km
	2回測量		10.4	2.3	8.1	単位:km
	測線本数		58	58	58	単位:測線

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

設 計 書 番 号	年度 30		
事 業 所 名	横須賀市港湾部		
(工事・業務)名	平成30年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務		
(工事・業務)箇所	横須賀市野比 2 丁目地先から 5 丁目地先		
(河川・路線・区域)名	横須賀港(野比地区)		
単価採用地区名	横須賀		
事 業 区 分			
工 期	平成 31 年 03 月 15 日 まで		
設 計 金 額	(円)		
	円		
設 計 概 要			
(起工・変更)理由			

横須賀市

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	04 港湾費
目	03 港湾海岸施設整備費
節	13 委託料
細節	57 工事請負に係る委託料 [建設目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
区 分 1	
区 分 2	
区 分 3	
区 分 4	
区 分 5	
区 分 6	
区 分 7	
区 分 8	
区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

平成 30 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先／ α 、 β		
	測量業務			
	磁気探査業務	委託先／ α 、 β		
	土質調査業務	施工管理費		
	土質調査業務(解析)	委託先／ α 、 β		
	係数ランク	ランク 1		
	[港湾]設計業務等標準積算基準書 適用年版	平成30年度 適用		
	資材等単価表 適用年版	平成30年7月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
(その他情報欄)				

横須賀市

本工事費内訳書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別	数量	単位	単価	金額	摘要
測量業務					
測量業務		式			
	1				
汀線測量		式			●汀線測量
	1				
汀線測量		式			第 2001 号 内訳書
	1				
直接経費		式			第 2002 号 内訳書
	1				
業務成果品費（率分）		式			●汀線測量 製本部数：2部
	1				
直接測量費計		式			
	1				
諸経費		式			
	1				
測量業務価格		式			
	1				
消費税及び地方消費税相当額		式			
	1				
業務委託料		式			
	1				

第2001号 内訳書
汀線測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 測量準備		式			第2001号下内
	1				
(AMA0020) 基準点測量		式			第2002号下内
	1				
(AMA0030) 水準測量		式			第2003号下内
	1				
(AMA0040) 成果		式			第2004号下内
	1				
合 計					

第2002号 内訳書
直接経費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0050) その他		式			第2005号下内
	1				
合 計					

第2001号 下位内訳書
AMA0010 測量準備

1 式 当り
適用年版 S3007

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 额	摘 要
(DH501380) 測量準備		式			第2001号単価表
	1				
(DH501390) 機材運搬(2往復当り)		式			第2002号単価表
	1				
合 計					
	1	式			円／式

第2002号 下位内訳書
AMA0020 基準点測量

1 式 当り
適用年版 S3007

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 额	摘 要
(DH501400) 踏査		式			第2004号単価表
	1				
合 計					
	1	式			円／式

第2003号 下位内訳書
AMA0030 水準測量

1 式 当り
適用年版 S3007

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 領	摘 要
(DH501600) 縦断・横断測量		km			第2006号単価表
	2.3				往復水準測量
(DH501600) 縦断・横断測量		km			第2007号単価表
	2.3				通常海岸線
(DH501600) 縦断・横断測量		km			第2008号単価表
	8.1				碎波帶付近
合 計					
	1		式		円／式

第2004号 下位内訳書
AMA0040 成果

1 式 当り
適用年版 S3007

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 領	摘 要
(DH501470) 報告書作成		横断面			第2009号単価表
	116				
合 計					
	1		式		円／式

第2005号 下位内訳書
AMA0050 その他

1 式 当り
適用年版 S3007

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 領	摘 要
(SJ0010) 施工実態調査		工種			第2010号単価表
	1				
合 計					
	1		式		円／式

第2001号 単価表
DH501380 測量準備

1 式 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			[1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
合 計					
	1		式		
					円／式

第2002号 単価表
DH501390 機材運搬(2往復当り)

1 式 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要	
(R0612) 測量補助員		人			[1]	
(DHT20450) トラック2t積		日			第2003号単価表 [1]	
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$	1	式				
	1		式			
合 計						
	1		式			
条件 名 称		入 力 値	条 件 値			
101 往復平均距離		1	25km未満			

第2003号 単価表

DHT20450 トック2t積

1 日 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要
(Z304010090) -00001 軽油 1.2号		L			
(R0115) 運転手(一般)		人			
(M302620000) トック[普通型] 2t積		時間	【損料】		
(M302620000) トック[普通型] 2t積		供用日	【損料】		
合 計		日			円／日
	1				

第2004号 単価表
DH501400 踏査

1式 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DHT22620) 交通車ライトバン 2L		日			第2005号単価表 [1]
(R0602) 測量主任技師		人			[1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
合 計		式			円／式
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 施工区分	1		陸上		
J02 踏査方法	1		標準		
J03 踏査距離	3		2km以上～ 3km未満		
J05 踏査日数			日		
J06 交通船日数			日		

第2005号 単価表
DHT22620 交通車ライトバン 2L

1 日 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
(Z304010050) -00002 ガソリン ライトバン		L				
(M304035000) ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量2.0L		時間	【損料】			
(M304035000) ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量2.0L		供用日	【損料】			
合 計					円／日	
条件 名 称		入 力 値		条 件 値		
T01 運転日当たりの運転時間		1	2時間			

第2006号 単価表
DH501600 縦断・横断測量

4.8 km 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DHT22620) 交通車ライトバン 2L		日			第2005号単価表 [1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(R0605) 測量助手		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値			条 件 値	
J01 測量区分	1		縦断測量		
J02 現場条件区分	1		影響なし		
J03 作業時間区分	1		影響なし		

第2007号 単価表
DH501600 縦断・横断測量

2.4 km 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DHT22620) 交通車ライトバン 2L		日			第2005号単価表 [1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(R0605) 測量助手		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$		式			
	1				
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量区分	2		横断測量:通常海岸線		
J02 現場条件区分	1		影響なし		
J03 作業時間区分	1		影響なし		

第2008号 単価表
DH501600 縦断・横断測量

1.2 km 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DHT22620) 交通車ライトバン 2L		日			第2005号単価表 [1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(R3059) 潜水土(ダブル) 10m未満		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
合 計		km			円/km
	1				
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 測量区分	3	横断測量:碎波帯付近			
J02 現場条件区分	1	影響なし			
J03 作業時間区分	1	影響なし			
J04 潜水土の指定	1	潜水土(ダブル) 10m未満			

第2009号 単価表
DH501470 報告書作成

100 横断面 当り
適用年版 S3007

名 称	数 量	単 位	单 価	金 额	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			[1]
(R0603) 測量技師		人			[1]
(R0604) 測量技師補		人			[1]
(R0605) 測量助手		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% $\Sigma [1] * 0.01$		1 式			
合 計					
	1	横断面			円／横断面
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
TJ01 平均測線長	1	100m未満			

第2010号 単価表
SJ0010 施工実態調査

1 工種 当り
適用年版 S3007

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 额	摘 要
(TJ0010) モーリング調査 測量業務		工種			
	1				
合 計		工種			
	1				
		工種			整数止め切捨て 円／工種

登録單価一覽表